

## 役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規定は、社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の役員退職慰労金の支給について定めることを目的とする。

(退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、役員が退職し、又は解任された場合はその者に、役員が死亡した場合は、その遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

(支給額算定基準)

第3条 退職慰労金の額は、退職又は解任の日における俸給月額に在職月数を乗じた金額を基礎金額として算出する。

2 前項の基礎金額に役位に応じ次の係数を乗じた金額を退職慰労金支給額とする。

(1) 専務理事にあつては 100分の25

(2) 常務理事にあつては 100分の21

(3) 理事にあつては 100分の18

3 会長は、前項の規定による退職手当の額を、その者の職務実績に応じ、増額することができる。

(俸給月額の基準)

第4条 前条の俸給月額は、役員報酬規定第4条に規定する指定職俸給表に該当する俸給月額とする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間の月数の計算については、任命された日から起算して暦に従って計算するものとする。この場合において、1月に満たない端数を生じた場合は、これを1月とするものとする。

(減額等)

第6条 第3条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、役員退職慰労金を減額又は支給しないことがある。

(1) 退職に当たり、会の信用を傷つけ、又は、在任中に知り得た機密を漏らすことにより、会に損害を与えたとき。

(2) 在任中に不都合な行為があり、役員を解任されたとき。

(3) その他前各号に順ずる行為があり、減額ないしは不支給が適当と認められるとき。

(端数処理)

第7条 第3条の規定により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。